



長野県報

10月4日(月)
平成22年
(2010年)
第2205号

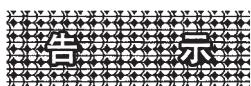
目 次

告 示

保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	1
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）（砂防課）	1
特定計量器の定期検査の実施（ものづくり振興課）	2

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	2
一般競争入札（2件）（水大気環境課）	2
家畜伝染病発生の届出（園芸畜産課）	4
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	4
建設業の許可の取消し（建設政策課）	4
土地改良区役員の就任退の届出（農地整備課）	14
一般競争入札（環境政策課）	14



長野県告示第602号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年10月4日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曾郡上松町大字荻原34の1（次の図に示す部分に限る。）、34の2から34の14まで、35（次の図に示す部分に限る。）、36の1から36の6まで、36の7・36の8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、37の1から37の15まで、37の17から37の20まで・37の22から37の24まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、37の25から37の41まで、38の1から38の17まで、46の1、46の2、46の4から46の20まで、47の6から47の9まで、47の24から47の34まで、1758のイ、1758のロ、1759、1760

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字荻原34の1・35（以上2筆について次の図に示す部分

に限る。）、36の1から36の6まで、36の7・36の8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、37の1から37の15まで、37の17から37の20まで・37の22から37の24まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、37の25から37の41まで、38の1から38の17まで、46の1、46の2、46の4から46の20まで、47の6から47の9まで、47の24から47の34まで、1758のイ、1758のロ、1759、1760

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第603号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成22年10月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
舟場ア及び舟場イ
- 2 一部について指定を解除する区域
大町市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第604号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

平成22年10月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定を解除する区域の名称
舟場ウ
- 2 指定を解除する区域
大町市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県計量検定所告示第3号

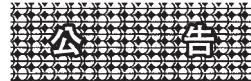
計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成22年10月4日

長野県計量検定所長 岡沢正明

区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
須坂市、中野市（豊田地区を除く）、佐久市（臼田地区を除く）、東御市のうち北御牧地区、千曲市のうち上山田、戸倉、更級及び五加地区、北佐久郡、埴科郡、上水内郡、飯田市のうち上村及び南信濃地区、諏訪市、伊那市（高遠及び長谷地区を除く）、大町市、茅野市、諏訪郡、下伊那郡、北安曇郡	11月4日 (木)から 11月5日 (金)まで	午前10時 から正午 まで及び 午後1時 から午後 3時30分 まで	長野市大字稻葉字 八幡田沖2413番地 11 長野県南俣庁舎
	11月10日 (水)から 11月11日 (木)まで	午前9時 から正午 まで及び 午後1時 から午後 4時まで	松本市大字島立 1020番地 長野県松本合同庁舎

ものづくり振興課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年10月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成22年9月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人のぞみの里
- 3 代表者の氏名
新宅義昭
- 4 主たる事務所の所在地
木曽郡木曽町福島5569番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、老人介護に関する事業を行い、老人福祉を増進することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年10月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成22年度ダイオキシン類常時監視業務
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成23年3月31日まで
 - (4) 入札の方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第